

## 神奈川県福祉の街づくり条例の一部改正について

### (1) 改正の趣旨

少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定など、社会状況の変化に的確に対応する必要があることから、総則や施策の基本方針等を見直すとともに、一定の建築物にバリアフリー化を義務付けるため、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

#### ① 題名の改正

条例の題名を「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正する。

#### ② 総則及び施策の基本方針等（第1章及び第2章）の改正

ユニバーサルデザインの観点に立った取組みや、心のバリアフリーをより一層推進する観点から、定義や責務の見直しを行うとともに、障害者等の意見の反映等を追加する。

##### ア 定義

条例の対象となる者として「障害者、高齢者、その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの」に「妊産婦、乳幼児を同伴する者」を追加する。

##### イ 市町村の責務

市町村の責務を削除する。

##### ウ 県民の責務

県民の責務として「県民は、障害者等の移動や施設等の利用を確保するために協力するよう努める」ことを追加する。

##### エ 意見の反映

「県は、バリアフリーの街づくりに関する施策に、障害者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。」ことを定める。

##### オ 検討

「県は、バリアフリーの街づくりに関する施策について、適時に、かつ適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める」ことを定める。

#### ③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく規定（第4章）の新設

法第14条第3項に基づき、建築確認審査の対象となる施設の追加、規模の引下げ、整備基準の付加について定める。

##### ア 対象とする施設の追加

法により整備を義務づけられている施設（特別特定建築物）に、次に掲げる施設（仮設建築物を除く）を追加する。

(ア) 学校

(イ) 共同住宅

(ウ) 福祉施設（保育所、児童福祉施設等）

##### イ 対象とする建築の規模の引下げ

法で対象とする施設の規模を床面積2,000平方メートル以上としているものを、新築、増築、改築を行う場合について、次に定める床面積に引き下げる。

(ア) 500平方メートル以上とするもの

学校、病院、老人ホーム、福祉施設（保育所、児童福祉施設等）、集会場、飲食店、百貨店、公衆浴場 等

- (イ) 1,000平方メートル以上とするもの

劇場、ホテル又は旅館、体育館 等

**ウ 整備すべき基準（建築物移動等円滑化基準）に付加する事項**

次に掲げるものを整備すべき基準に付加する。

- (ア) 多数の者が利用する階段の上端部分に接する廊下等の部分と階段の踊り場の下りの段の始まる部分には、点状ブロック等を敷設すること。
- (イ) 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち、1ヶ所以上について、回り階段の禁止及び踊場に手すりを設けること。
- (ウ) 階数が4以上の共同住宅にあっては、道等及び駐車場から各住戸までの経路を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とすること。
- (エ) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。
  - ・経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は90センチメートル以上とすること。
  - ・経路を構成する敷地内の通路の幅は140センチメートル以上とすること。

**エ 基準の緩和**

条例で付加する施設等について次の整備の義務付けを免除する。

- (ア) 床面積（増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が1,000平方メートル未満の施設における、エレベーターの設置を免除
- (イ) 幼稚園及び保育所における、人工肛門等保有者用水洗器具（オストメイト対応設備）の設置を免除

**オ 制限の緩和**

条例で付加した事項については、適用しなくても円滑に利用できると認められる場合又は建築物の利用目的若しくは地形上やむを得えず適用できないと知事が認める場合は、適用しないことを定める。

**④ 雑則（第5章）の改正**

市町村が法第14条第3項に基づく条例を定めた場合で、第4章と同等以上の効果が期待できると知事が認めて公示した場合は、第4章の規定は当該市町村の区域には適用しないことを定める。

**（3）施行期日**

平成21年10月1日

**（4）経過措置**

第4章の規定に関し、条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の新築、増築、改築等や、条例の施行の際現に存する特別特定建築物で類似の用途相互間で用途変更をするものについては、適用しないことを定める。